

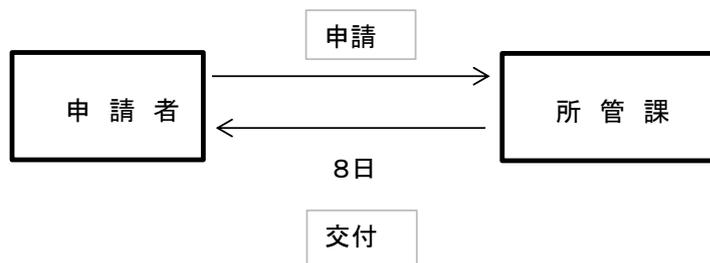
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 162

処 分 名	病院医師宿直免除許可	
処 分 の 概 要	病院の医師の宿直を免除する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第16条	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	8日	
標 準 処 理 期 間	計	8日
判 断 基 準	病院の医師の宿直の免除の許可のための申請で、医療法その他関係法令等を基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>医療法 第十六条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(参考) 医療法第16条但書の解釈について(昭和30年2月9日付け医収第62号山口県知事宛 厚生省医務局長回答)</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。